## 議案第61号

北本市職員の給与に関する条例の一部改正について

北本市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年11月30日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北本市職員の給与に関する条例(昭和28年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の 112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を 「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100 分の62.5」に改める。

第2条 北本市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第17条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の 120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「10 0分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67. 5」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和 4年4月1日から施行する。